

大江町災害廃棄物処理計画

令和3年3月

目 次

第1章 総則

- 1 計画の目的 1
- 2 基本的な事項 1

第2章 災害廃棄物対策

- 1 処理主体の検討 1 3
- 2 組織体制・指揮命令系統 1 4
- 3 収集運搬・処理体制 2 1

第3章 災害廃棄物処理

- 1 種類別災害廃棄物発生量 2 5
- 2 処理可能量 2 6
- 3 処理スケジュール 2 6
- 4 処理フロー 2 7
- 5 収集運搬計画 2 9
- 6 仮置場の設置等 3 0
- 7 処理方法 3 7
- 8 最終処分 3 7
- 9 広域処理 3 8
- 10 処理困難物への対応 3 9
- 11 思い出の品への対応 4 1

第4章 その他

- 1 自衛隊・警察・消防 4 1
- 2 都道府県・国の支援 4 2
- 3 地方公共団体間の支援 4 2
- 4 民間事業者との連携 4 3
- 5 環境対策、モニタリング 4 3
- 6 損壊家屋の解体・撤去 4 4
- 7 県への事務委託 4 4
- 8 町民等への啓発・広報 4 5
- 9 処理事業費の管理 4 5
- 10 人材の育成・確保 4 6
- 11 計画の点検・改定 4 6

第 1 章 総則

1 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。平成 28 年 1 月環境省告示第 7 号改正。以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）において、非常災害時に備えた市町村の役割に関する事項が追加された。

また、環境省より災害廃棄物対策方針（平成 30 年 3 月改定）が改定され、山形県においては山形県災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月。以下、「県計画」という。）が策定された。

この背景には、我が国の位置、地形、地質、気象等の自然的条件によって、各種自然災害が発生しやすいことがある。

本町においても、大規模地震や豪雨、台風による災害その他自然災害（以下、「大規模な災害」という。）が発生した際に、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、被災した町民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に、大江町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 基本的な事項

（1）計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、大江町地域防災計画と整合をとり、計画に変更有るときは適宜更新し、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

大江町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

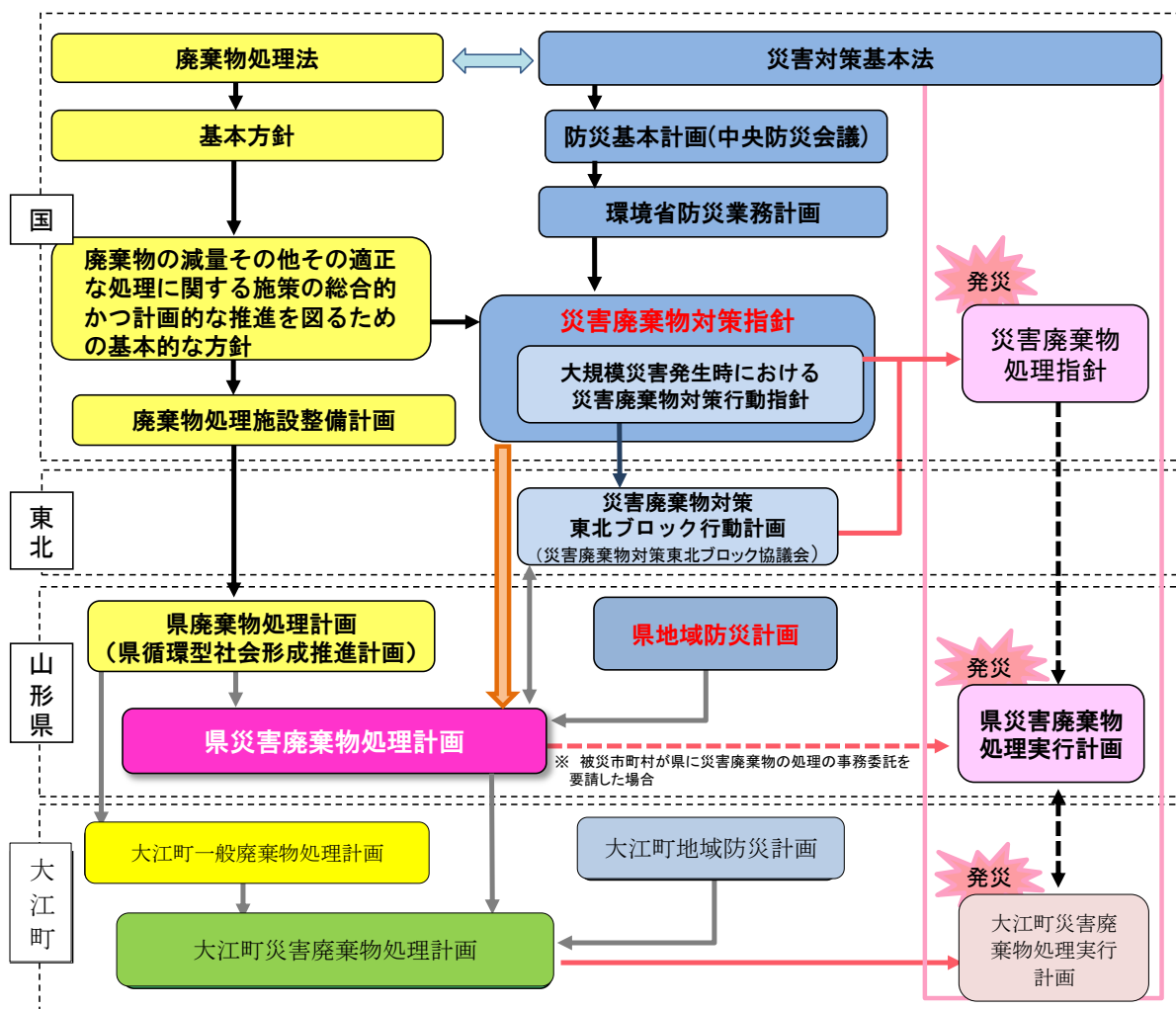


図1 本計画の位置づけ

(2) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、大江町地域防災計画で想定している地震災害及び風水害、その他自然災害及び山形県が策定した「山形県災害廃棄物処理計画」（以下、県計画と称す）に示された災害を対象とする。

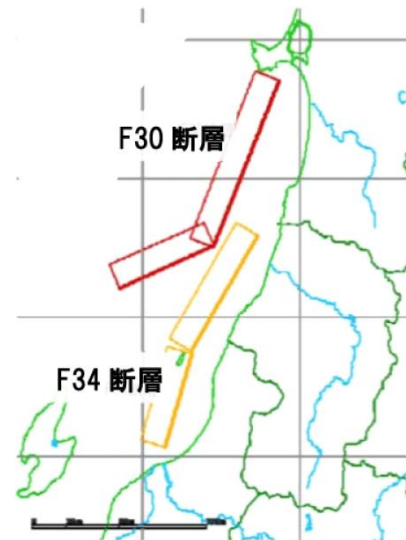
地震災害については、地震動により直接に生じる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により直接に生ずる被害を対象とする。

水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

表1 山形県災害廃棄物処理計画の対象災害

種別	想定地震等	規模	被害想定調査又は被害状況の出典
地震	庄内平野東縁断層地震	マグニチュード7.5	地震被害想定調査：平成18年調査（冬季、全壊10,781棟、半壊23,618棟）
	新庄盆地断層帯地震	マグニチュード7.0	地震対策基礎調査：平成10年調査（冬季、全壊1,295棟、半壊5,342棟）
	山形盆地断層帯地震	マグニチュード7.8	山形盆地断層帯被害想定調査：平成14年調査（冬季、全壊34,792棟、半壊54,397棟）
	長井盆地西縁断層帯地震	マグニチュード7.7	地震被害想定調査：平成18年調査（冬季、全壊22,475棟、半壊50,926棟）

津波	F30断層地震	マグニチュード 7.8	津波浸水想定・被害想定調査:平成28年調査 (冬季18時、全壊10,290棟、半壊20,450棟)
	F34断層地震	マグニチュード 7.7	津波浸水想定・被害想定調査:平成28年調査 (冬季18時、全壊5,490棟、半壊19,050棟)
風水害	羽越豪雨 (既往災害)	総雨量 539mm (小国観測所)	山形県地域防災計画:平成29年11月修正 (発災日:昭和42年8月28～29日、 被害概要:全壊・流失192棟、床上浸水4,130棟)



出典：
「平成 26 年度山形県津波浸水想定・被害想定
調査業務」
(平成 28 年 3 月山形県環境エネルギー部) を
一部修正

出典:「山形県地域防災計画」
(平成 28 年 11 月 山形県防災会議)

図 2 想定地震における想定地震の震源域

(3) 対象となる廃棄物

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物及び生活ごみや避難所ごみ等である

表2 災害時に発生する廃棄物

種 類		内 容
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	量、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ		住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）

※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。

※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、被災市町村の復興計画や市町村処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではない。

※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

(4) 大規模な災害に災害廃棄物発生量推計

県計画では、災害廃棄物の発生量が最多となる冬季のケースと夏季のケースについて、想定地震別に整理されている。大江町の被害戸数と災害廃棄物発生量の内訳は表3-1と表3-2のとおりである。

表3-1 地震災害における大江町の災害被害戸数

想定 地震	被害戸数			
	夏季		冬季	
	全壊棟数 (戸)	半壊棟数 (戸)	全壊棟数 (戸)	半壊棟数 (戸)
山形盆地断層帯	195	399	253	453
長井盆地西緑断層帯	141	454	154	495
庄内平野東緑断層		7		7
新庄盆地断層帯				
F30断層地震		1		2
F34断層地震		1		2

出典：県計画資料編より抜粋

表3-2 地震災害における大江町の災害廃棄物発生量

想定 地震	災害廃棄物発生量			
	夏季		冬季	
	重量 (t)	体積 (m ³)	重量 (t)	体積 (m ³)
山形盆地断層帯	31,992	35,881	40,020	44,885
長井盆地西緑断層帯	26,939	30,214	29,403	32,978
庄内平野東緑断層	161	181	161	181
新庄盆地断層帯				
F30断層地震	21	23	38	43
F34断層地震	21	23	38	43

出典：県計画資料編より抜粋

また、本町のハザードマップを基に「県環境学研究センター」で推計した水害による災害廃棄物発生量は以下のとおりである。

表 4-1 水害における大江町の災害廃棄物発生量

想定 水系	被害戸数		
	総数（戸）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）
最上川	133	124	9
月布川	195	164	31
全体	328	288	40

出典：県環境科学研究センター資料より抜粋

※全体とは全ての河川において氾濫が生じた場合を示す。

表 4-2 水害における大江町の災害廃棄物発生量

想定 水系	被害戸数			
	重量（t）	床上浸水（t）	床下浸水（t）	体積（m ³ ）
最上川	864	856	8	1,554
月布川	1,160	1,132	29	2,087
全体	2,024	1,987	37	3,641

出典：県環境科学研究センター資料より抜粋

(5) 一般廃棄物処理施設等の状況

本町は寒河江市、西川町、朝日町とともに西村山広域行政事務組合を組織し、以下のとおり、処理を行っている。

本町の一般廃棄物処理施設、民間の処理施設、本町周辺の産業廃棄物処理施設等などの、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を下表に示す。収集運搬の車両についてもあわせて示す。

表 5-1 大江町の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	所在地、連絡先
寒河江地区 クリーンセンター	西村山広域行政事務組合	山形県寒河江市大字日田 字平田 232 /0237-84-4225

表 5-2 大江町の一般廃棄物収集運搬業者

施設名称	施設概要	保有車両	住所、連絡先
株式会社クレンズ興産	一般廃棄物の 収集運搬	普通車両 (14)、 大型車両 (7)、 建設重機 (4)	山形県西村山郡大 江町大字小見 535- 164/0237-62-2188
大江清掃株式会社	一般廃棄物の 収集運搬	普通車両 (3) 大型車両 (1)	山形県西村山郡大 江町大字藤田 727- 22/0237-62-5288

表 5-3 大江町周辺 (3 k m以内) の産業廃棄物処理施設

事業者名	施設種類	処理能力	所在地、連絡先
東北クリーン開発(株)	焼却 (廃プ ラ)	3,333 k g / h	山形県東村山郡中山町 土橋北の沢 1146- 3/0237-62-4422
井上工業株式会社	がれき類の 粉砕	775 t / 日	山形県寒河江市松川 120 /0237-83-4050
菊池商事株式会社	がれき類の 粉砕	544 t / 日	山形県寒河江市大字白 岩久保河原 903-3 /0237-87-4110

出典：県計画資料編より抜粋

(6) 災害廃棄物の基本方針

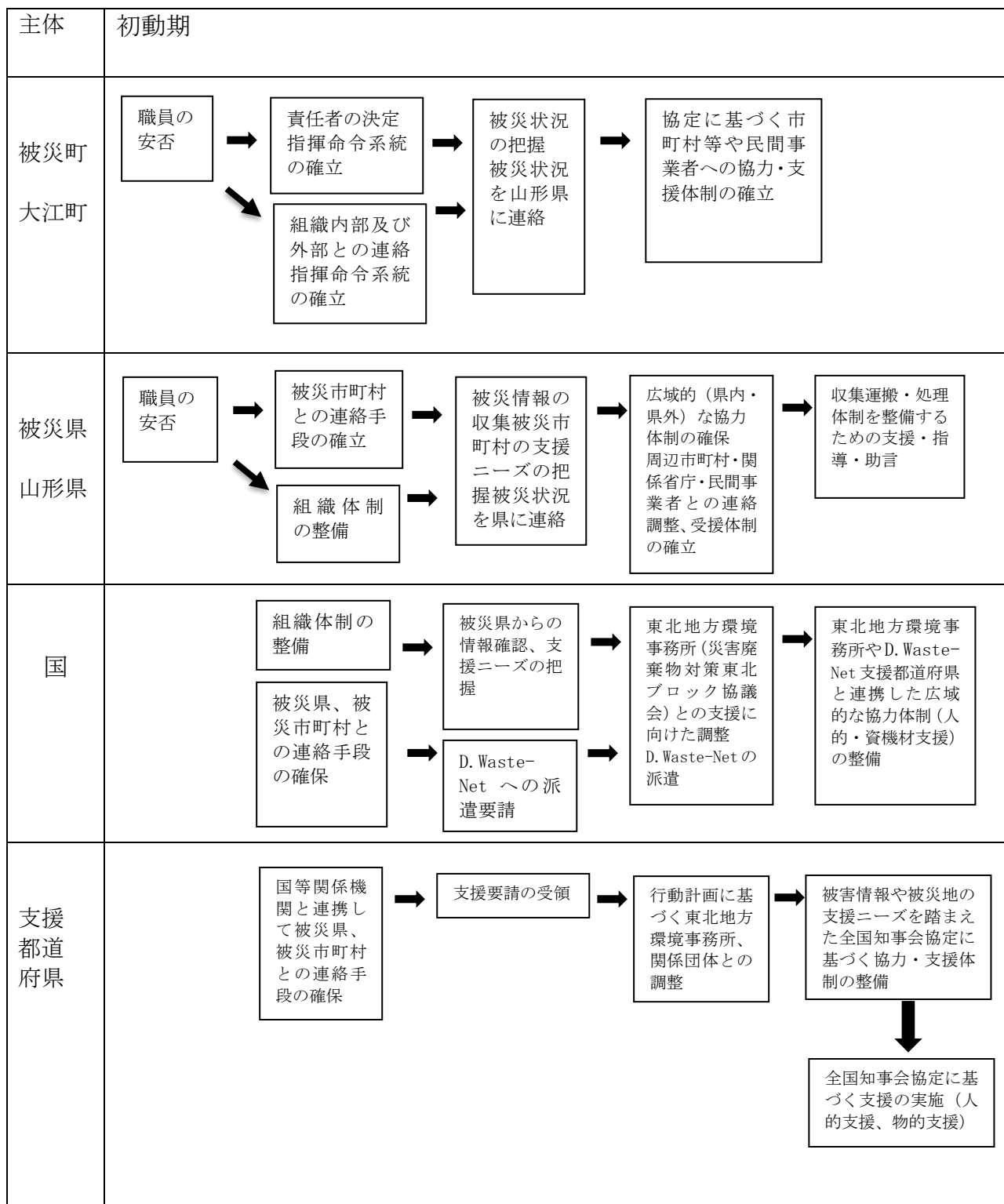
災害廃棄物の処理は、一般廃棄物に該当するため、処理の主体は大江町が基本となり、以下の方針に基づき実施する。

- ① 災害廃棄物等は、できる限り自区域内で処理を行う。自区域内で処理できないものについては、県等に応援を要請する。
- ② 災害廃棄物の分別を徹底し、再生利用を行い、埋立処分の削減をはかる。
- ③ 衛生や火災予防等の観点から優先度の高い廃棄物の処理を迅速に進める。

(7) 災害廃棄物の処理フロー

災害発生後のそれぞれの時期区分に応じた対応として、初動期から復旧・復興期までの処理フローは表6-1から表6-3のとおりとする。

表6-1 初動期の体制構築等業務フロー



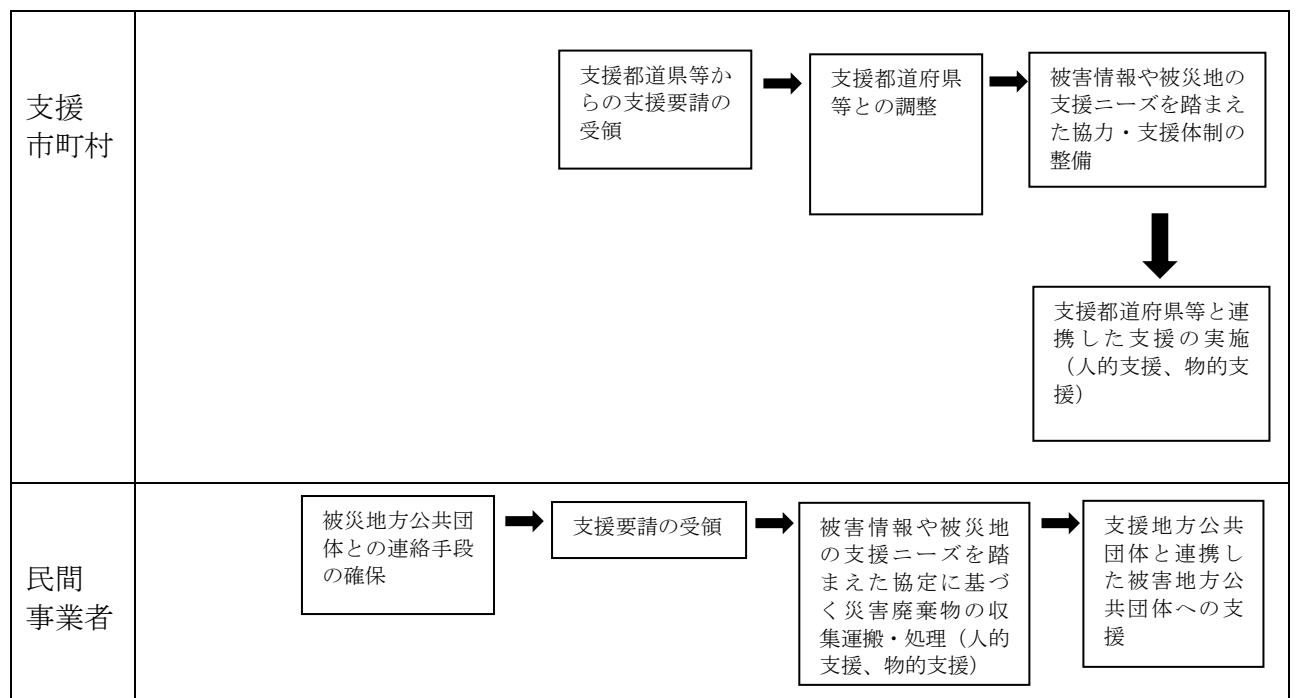
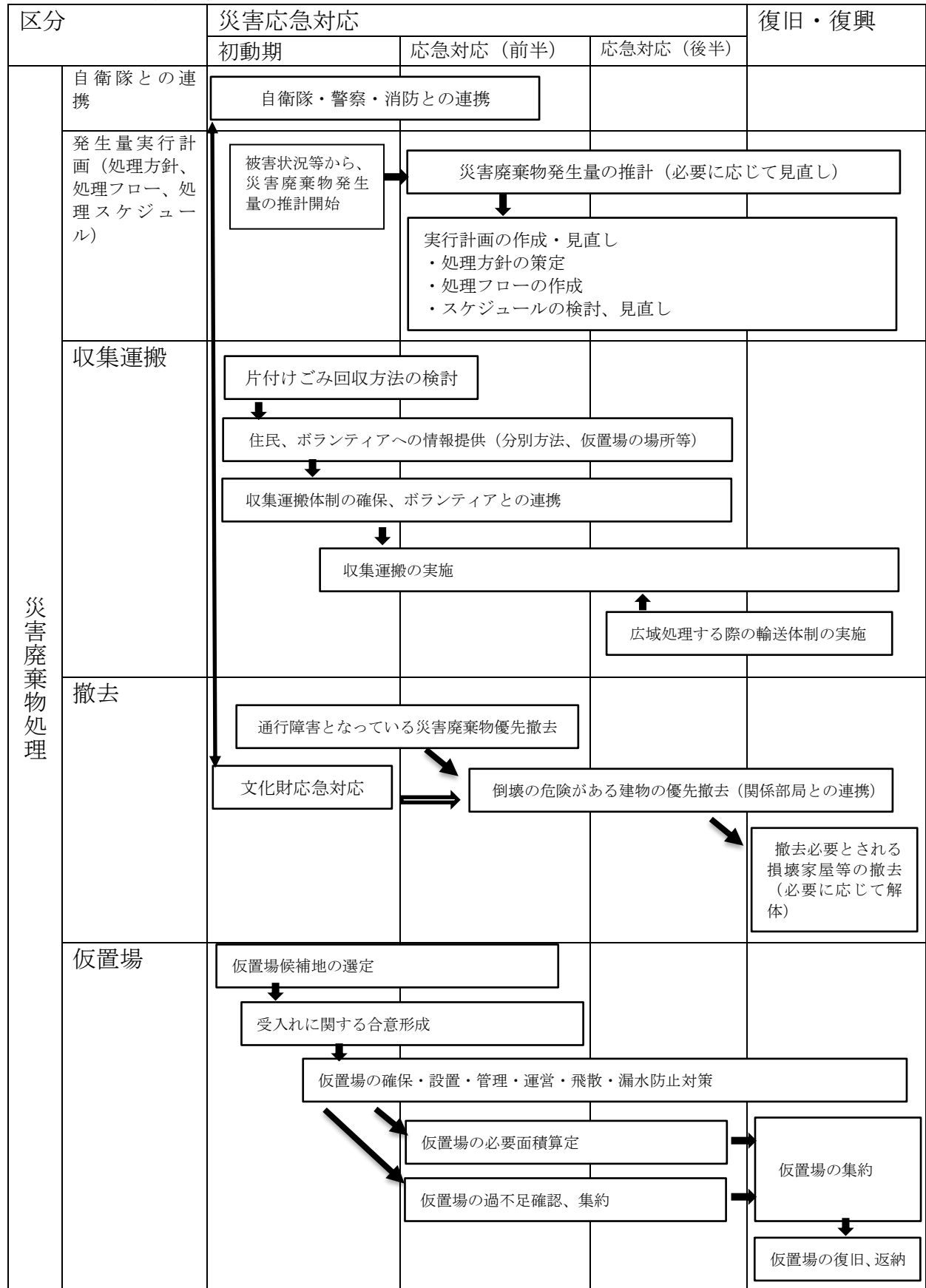


表6-2 災害廃棄物処理フロー



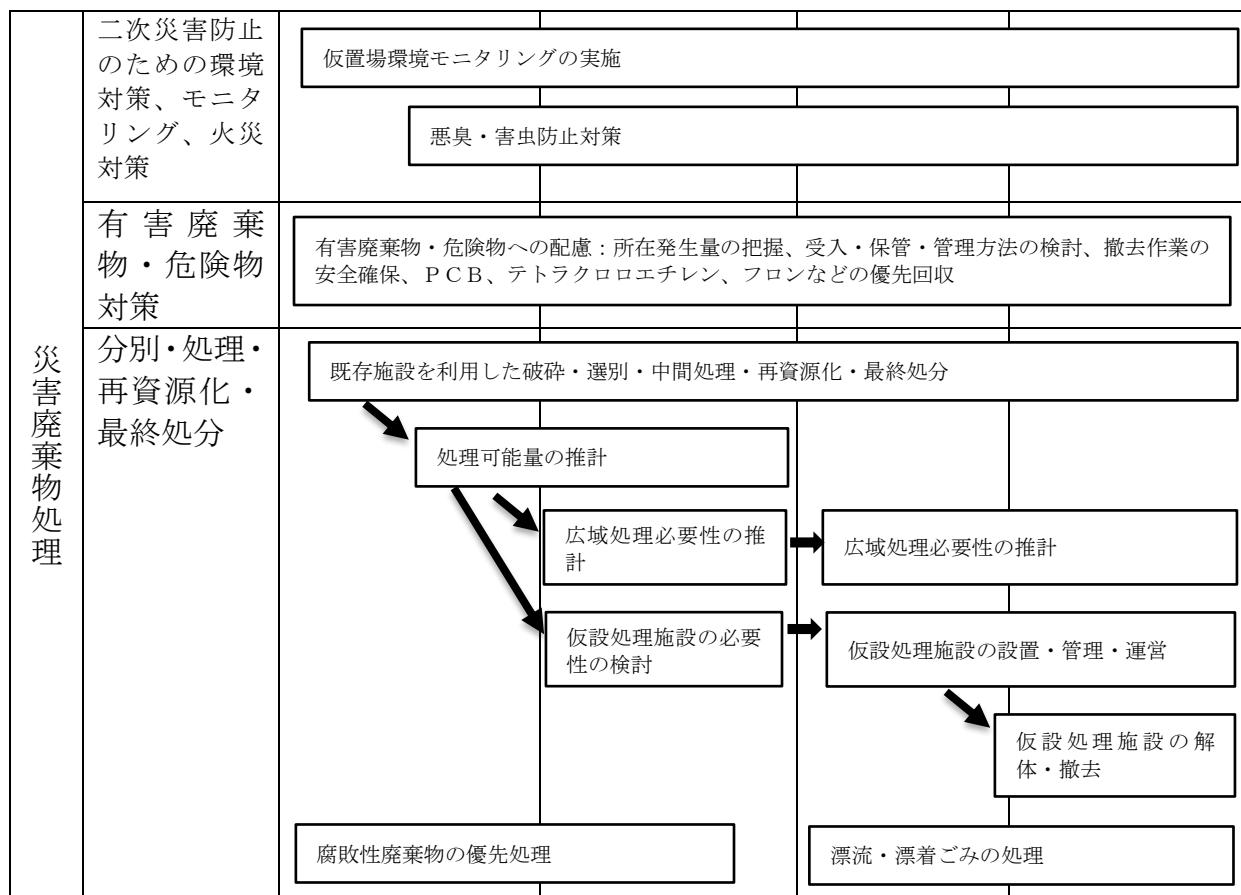
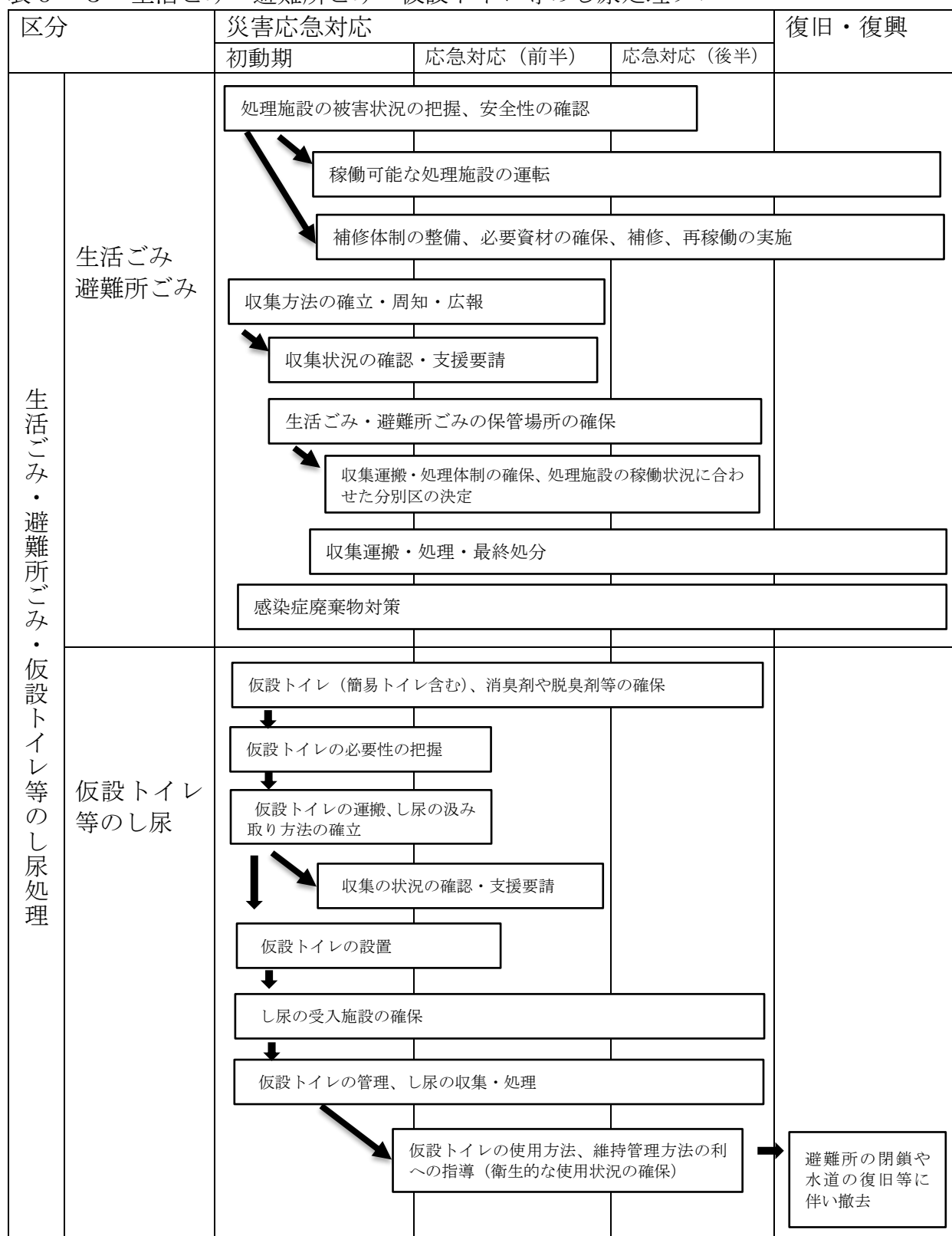


表6－3 生活ごみ・避難所ごみ・仮設トイレ等のし尿処理フロー



出典：災害廃棄物対策指針を基に作成

※表6－1から表6－3の初動期：人命救助が優先される時期 応急対応期（前半）：避難所生活が本格化する時期 応急対応期（後半）：人や物の流れが回復する時期 復旧・復興期：避難生活が終了する時期 を想定する。

第2章 災害廃棄物対策

1 処理主体の検討

災害廃棄物は廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当するため、大江町内で発生する災害廃棄物の処理主体は大江町が基本となる。なお、大江町の一般廃棄物の処理は寒河江地区クリーンセンターで行っていることから、寒河江地区クリーンセンター及び大江町内一般廃棄物処理業者を最大限活用し、極力この範囲内において災害廃棄物を処理するように努める。

しかし、災害廃棄物発生量や寒河江地区クリーンセンターの処理能力、大江町内の被災状況等を踏まえ、大江町で処理できるかどうかを総合的に検討・判断する必要がある。

その結果、対応が困難な場合については、大江町は山形県内外の他市町村等の廃棄物処理施設での処理に向けた調整を山形県に要請する。

また、大江町が甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物処理業務を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理についての事務委託を検討するため、山形県との協議を行う。

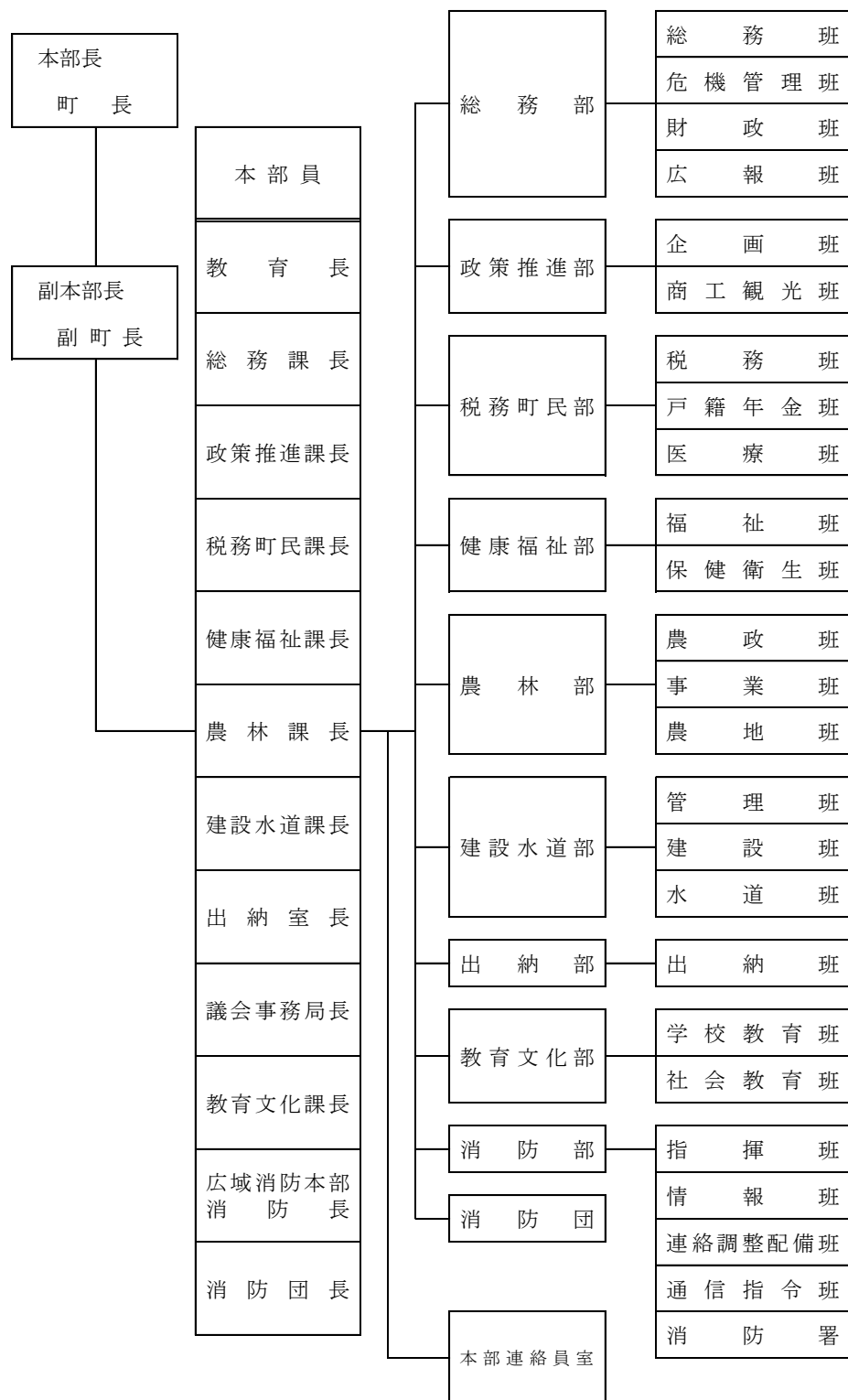
2 組織体制・指揮命令系統

本計画における組織体制は、大江町地域防災計画で定めるものとする。

(1) 組織・体制

【災害対策本部の組織】

本部組織



出典：大江町地域防災計画

図3 大江町災害対策本部の組織

【災害対策本部の所掌】

表 7 大江町災害対策本部の所掌

班		事 務 分 掌
総務部	総務班	1. 災害対策本部に関すること。 2. 本部員会議及び本部と各部への連絡に関すること。 3. 本部連絡員室に関すること。 4. 職員の非常招集に関すること。 5. 関係機関との連絡調整に関すること。 6. 災害対策従事職員の健康管理、食糧確保に関すること。 7. 被災職員の公務災害及び福利厚生に関すること 8. 緊急輸送に関すること。 9. 町有自動車の配車に関すること。
	危機管理班	1. 災害対応の総合調整に関すること。 2. 災害救助法の適用申請に関すること。 3. 町防災会議に関すること。 4. 災害弔慰金の支給等に関すること。 5. 気象予報警報、災害情報に関すること。 6. 被害状況の集計及び報告に関すること。 7. 避難勧告、指示に関すること。 8. 避難誘導に関すること。 9. 自衛隊の災害派遣申請に関すること。 10. 県消防防災航空隊の派遣要請に関すること。 11. 救助隊、捜索隊の編成及び捜索救助に関すること。 12. 警察官の派遣に関すること。 13. 広域応援要請に関すること。 14. 消防団の出動に関すること。 15. 被災地のごみ、汚物処理及び応急清掃に関すること。 16. 被災証明の発行に関すること
	財政班	1. 災害応急対策の予算措置に関すること。 2. 救援物資に関すること。 3. 町有財産の被害調査に関すること。 4. 庁舎機能の保全に関すること。 5. 仮設住宅用地の確保に関すること。
	広報班	1. 災害時の広報に関すること。 2. 災害写真の撮影収集、記録等に関すること。 3. 災害現場における公聴活動に関すること。 4. 災害統計に関すること。

班		事 務 分 掌
政策推進部	企画班	1. 国、県に対する要望に関すること。 2. ボランティアの受入及び配置に関すること。
	商工観光班	1. 観光施設の災害対策及び観光客の保護に関すること。 2. 観光施設の被害調査と応急対策に関すること。 3. 生活必需品等の調達に関すること。 4. 罹災商工業者の被害調査に関すること。 5. 罹災商工業者の経営相談、指導及び融資斡旋に関すること。 6. 職業の斡旋に関すること。 7. 物資の流通及び安定対策に関すること。 8. その他産業振興部内への応援協力に関すること。
税務町民部	税務班	1. 災害に伴う諸税の減免及び納期延期に関すること。 2. 被害家屋、土地等の固定資産調査に関すること。 3. 被害地の公簿確認に関すること。 4. 被害地の位置図作成に関すること。 5. 罹災証明書の発行に関すること。 6. その他税務町民部内各班への応援協力に関すること。
	戸籍年金班	1. 被災者相談窓口の設置に関すること。 2. 死亡、埋葬の許認可に関すること。 3. 被災者の国民年金に関すること。
	医療班	1. 医療機関の被害調査に関すること。 2. 医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関すること。 3. 負傷者の把握に関すること。 4. その他医療に関すること。 5. その他税務町民部内への応援協力に関すること。
健康福祉部	福祉班	1. 福祉施設の被害状況調査及び復旧に関すること。 2. 避難所の開設、運営に関すること。 3. 災害時要援護者の避難対策に関すること。 4. 被災者の生活援助に関すること。 5. 炊出しに関すること。 6. 災害対策物資の確保に関すること。 7. 保育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 8. 保育園児の避難及び保護に関すること。 9. その他災害時の福祉に関すること。
	保健衛生班	1. 救護所の設置、運営に関すること。 2. 救護班の編成及び派遣に関すること。 3. 医薬品、救急薬品の確保及び供給に関すること。 4. 防疫及び伝染病予防に関すること。 5. ペット、野犬対策に関すること。

班		事 務 分 掌
農 林 部	農政班	1. 農畜産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2. 食糧関係一切の調達確保及び輸送に関すること。 3. 病害虫の発生予防及び防除に関すること。 4. 被災農家への営農指導に関すること。 5. 各種農業災害資金の融資、斡旋に関すること。 6. 農業団体等との連絡調整に関すること。 7. その他産業振興部内への応援協力に関すること。
	事業班	1. 農業用施設、設備等の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 農道の被害調査及び応急復旧に関すること。 3. 土地改良区との連絡調整に関すること。 4. 林産物及び林産施設の被害状況調査に関すること。 5. 林道の被害調査及び応急復旧に関すること。 6. 土石流、山腹崩壊等の危険防止対策に関すること 7. 林野火災の応急対策に関すること。 8. その他産業振興部内への応援協力に関すること。
	農地班	1. 農地等の被害調査及び応急対策に関すること。 2. その他産業振興部内への応援協力に関すること
建 設 水 道 部	管理班	1. 土木関係施設の危険情報及び被害状況の調査、報告に関すること。 2. 交通途絶箇所の調査確認及び交通迂回路線の確保と工事に関すること。 3. 公営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること 4. 応急仮設住宅の建設に関すること。 5. 災害対策のための労務者の確保に関すること。 6. 建設業者との連絡調整に関すること。 7. その他建設水道部内への応援協力に関すること
	建設班	1. 道路橋梁等の応急復旧に関すること。 2. 交通施設の応急復旧に関すること。 3. 河川関係の応急復旧に関すること。 4. 水防作業に対する指導に関すること。 5. 一般家屋の被害調査に関すること。 6. 被災家屋の復旧指導に関すること。 7. その他建設水道部内への応援協力に関すること
	水道班	1. 上・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2. 飲料水の調達、供給に関すること。 3. 飲料水の消毒、浄化に関すること。 4. その他建設水道部内への応援協力に関すること。
出 納 部	出納班	1. 災害救助資金の出納に関すること。 2. 災害義援金の受理及び保管に関すること。 3. その他総務部に対する協力に関すること。

班		事 務 分 掌
教育文化 部	学校教育 班	1. 学校教育施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2. 教育関係機関との連絡調整及び情報の収集に関すること。 3. 通学路の安全確保に関すること。 4. 児童生徒の避難及び保護に関すること。 5. 教科書、学用品等の支給に関すること。 6. 災害時における学校給食対策に関すること。 7. その他教育文化部内への応援協力に関すること。
	社会教育 班	1. 社会教育・社会体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 避難所開設運営に関する協力に関すること。 3. 施設利用者の避難及び保護に関すること。 4. 災害活動に協力する社会教育・ボランティア団体等連絡調整に関すること。 5. その他教育文化部内への応援協力に関すること
消 防 部	指揮班	1. 消防活動の統制に関すること。 2. 消防水利の統制に関すること。 3. 消防団との連絡に関すること。 4. 非番出動職員の配置分担に関すること。 5. 防御図作成調査に関すること。
	情報班	1. 要救助者の確認及び被災危険者の避難に関すること。 2. 死傷者の調査に関すること。 3. 火災原因及び損害調査に関すること。 4. 現場速報及び現場広報に関すること。 5. 災害情報の収集に関すること。 6. 報道関係機関への情報の提供に関すること。
	連絡調 整配備 班	1. 現場本部の設定、表示に関すること。 2. 関係機関との連絡調整に関すること。 3. 職員及び協力者の公務災害に関すること。 4. 資機材の調達及び公用負担に関すること。 5. 非常食、燃料等の調整補給に関すること。
	通信指 令班	1. 通信統制に関すること。 2. 出動指令に関すること。 3. 消防活動の記録に関すること。
	消防署	1. 水火災等の警戒、防御に関すること。 2. 消防水利の維持に関すること。 3. 救急、救助業務に関すること。 4. 行方不明者の検索に関すること
消 防 団		1. 消防団員の非常召集に関すること。 2. 災害の警戒及び防御の実施に関すること。 3. 救急、救助の実施に関すること。 4. 身元不明者の捜索及び収容に関すること。

【役割分担】

表 8 役割と業務内容

役割	業務内容
① 総括責任者	職員の安全確保及び安否確認 災害廃棄物処理チームの設置・運営、全体の状況把握 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理
② 企画	情報収集、被災状況の把握 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し
③ 総務	庁内（土木部署等）、国、県、支援団体との連絡調整 他の市町村、支援団体等への応援要請、調整 人員確保、労務管理仮設処理施設整備、車両等の資機材調達等
④ 経理	資金の調達・管理、施設整備、資機材調達等の契約 国庫補助の対応
⑤ 住民窓口	住民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場） 住民広報（解体撤去等） 家屋解体の受付 問い合わせ対応
⑥ ごみ・し尿 対 応	仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ごみ（避難所・一般家庭）収集・処理 し尿（避難所・一般家庭）収集・処理 一般廃棄物処理施設、車両等の資機材の状況確認
⑦ 仮置場	住民用仮置場（廃家具・廃家電等の受入）の設置、運営管理 一次仮置場（可燃・不燃物等への分別）の設置、運営管理 二次仮置場等（焼却・破碎等の中間処理）への収集運搬
⑧ 解体撤去	がれき・家屋の解体撤去事業の運営管理 各仮置場への収集運搬
⑨ 処理	仮設処理施設（二次仮置場含む）の設置、運営管理 再生利用、最終処分の実施

出典：災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル～アクションカード付き～（平成29年3月，高知県）

(2) 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況等を大江町地域防災計画に基づき、情報収集し、収集した情報は総務担当で集約し、一元管理を行う。災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段を確保し、行うものとする。

表9 被災時に収集すべき情報

時期	項目	内容
初動期 応急対応期	被災状況	○ 職員の参集状況 ○ ライフラインの被害状況 ○ 廃棄物処理施設の被害状況
	災害廃棄物処理	○ 家屋の倒壊及び消失状況 ○ 災害廃棄物の推計発生量及び処理量 ○ 災害廃棄物処理に関する支援要請 ○ 解体撤去申請の受付状況 ○ 解体業者への発注・解体作業・支払業務の進捗状況 ○ 仮置場の配置・開設準備状況 ○ 仮置場の運用計画 ○ 再利用・再資源化/処理・処分計画 ○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況
	ごみ処理	○ ごみの推計発生量 ○ ごみ収集・処理に関する支援要請 ○ ごみ処理計画
	し尿処理	○ 収集対象し尿の推計発生量 ○ し尿収集・処理に関する支援要請 ○ し尿処理計画
	仮設トイレ	○ 上下水道及び施設の被災状況 ○ 上下水道及び施設の復旧・復興計画 ○ 仮設トイレの配置計画と設置状況 ○ 仮設トイレの支援状況
復旧・復興期	被災状況	○ ライフラインの復旧状況 ○ 廃棄物処理施設の復旧状況
	災害廃棄物処理	○ 解体撤去申請の進捗状況 ○ 解体業者への支払業務の進捗状況 ○ 仮置場の運用状況 ○ 再利用・再資源化/処理・処分の進捗 ○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び進捗状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管進捗状況
	ごみ処理	○ ごみの収集・処理の進捗状況 ○ ごみ処理の復旧・復興計画の進捗状況
	し尿処理	○ し尿収集・処理の進捗状況

		○ し尿処理復旧・復興計画の進捗状況
	仮設トイレ	○ 仮設トイレの撤去計画と進捗状況

出典：災害廃棄物分別・処理事務マニュアル（一部修正）

（３）関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、大江町が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等については、県内全市町村が参加している「大規模災害発生時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」など、定期的に内容を確認し、適宜見直しを行う。

県では、以下のとおり民間事業者団体と協力を締結している。

表１０ 山形県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

団体名	協定名
山形県環境整備事業協同組合	災害一般廃棄物の収集運搬協定書
一般社団法人山形県解体工事業協会	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定
一般社団法人山形県産業廃棄物協会	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
公益社団法人山形県水質保全協会	災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定
一般社団法人山形県計量協会	災害時における環境調査に関する協定

３ 収集運搬・処理体制

（１）一般廃棄物処理施設

本町における一般廃棄物処理施設は、寒河江地区クリーンセンターである。災害発生時には、施設の被害状況の確認を行う。

表１１ 寒河江地区クリーンセンターの施設一覧

名称	処理能力	処理内訳
し尿処理施設	63 k l / 日	し尿 13 k l 浄化槽汚泥 50 k l
ごみ焼却処理施設	100 t / 日	50 t / 日 × 2 炉
粗大ごみ処理施設	30 t / 日 (5 h)	—
第２期大平埋立処分地	埋立面積： 9,200 m ³ 埋立容量： 55,000 m ³	—

※全ての施設は耐震施設である。

（２）仮設トイレ等し尿処理

災害時には公共下水道や浄化槽等が使用できなくなることを想定し、災害初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないように、町は仮設トイレ等の確保を可能な限り行うよう努め、大規模災害が発生した場合は、周辺市町村と協力し、広域的な確保体制を整える。さらに、仮設トイレを備蓄している建設事業団体、レンタル事業者団体と災害支援協定を活用し、一般廃棄物収取運搬業許可業者とし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について協定を締結する等、し尿処理体制を構築する。

収集したし尿は、寒河江地区クリーンセンターで処理することを前提とするが、寒河江地区クリーンセンターが被災し困難となった場合には、近隣施設や県内の施設受入れ協力を要請し処理する。

県計画における地震別し尿収集必要量等の推計は表１２のとおりとなる。

表１２ 地震別し尿収集必要量等

種類	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震	庄内平野 東縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震
避難者数（人）	998	770	57	0
断水世帯数（戸）	1,692	2,561	1,997	0
上水道支障率（％）	63.3	95.8	74.7	0
仮設トイレ必要人数 （人）	3,007	3,899	2,713	0
し尿収集必要量（千１／ 日）	5.1	6.6	4.6	0
仮設トイレ必要数（基）	39	50	35	0

出典：県計画資料編より抜粋

（３）仮設トイレの確保

仮設トイレの確保は、町が可能な限り行うことを基本とするが、大規模な災害が発生し対応が困難な場合については、県に支援を要請する。

（４）生活ごみ・避難所ごみ

①生活ごみ・避難所ごみの基本処理フロー

生活ごみ・避難所ごみの基本処理フローを図４のとおりとする。

災害発生時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみを処理する必要があるため、収集運搬体制を整え、生活環境保全上の支障が生じないようにする。収集した避難所ごみ等は、寒河江地区クリーンセンターで処理することを前提とする。

ただし、寒河江地区クリーンセンターの処理施設が被災し、処理が困難となった場合には、一時保管所に一時保管し、民間の産廃処理施設や周辺市町村への協力を要請し処理する。

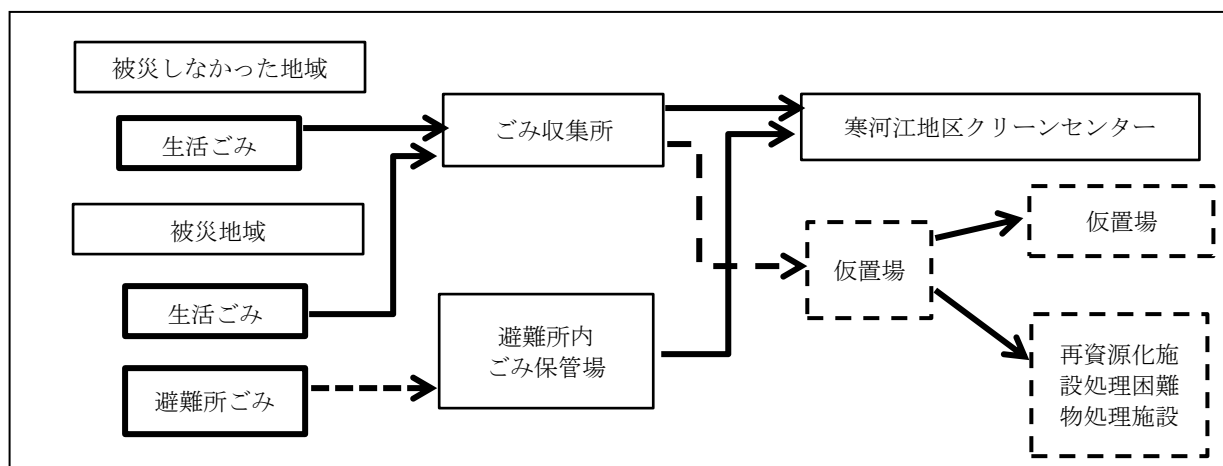


図4 避難所ごみの基本処理フロー図

②収集運搬方法

- ・生活ごみ・避難所ごみの収集運搬は、災害発生後3～4日後には、開始することを目標とし収集運搬体制を整える。
- ・生活ごみ・避難所ごみの収集は、可能な限り平常時と同様に行うようにし、平常時の収集ルートに避難所の運行ルートを加える。
- ・収集にあたっては、効率的な収集作業の指示を行う。
- ・被災により、町内の収集運搬業者だけでは収集が困難な場合には、県や県内自治体間での災害時相互応援協定に基づき収集運搬体制を確保する。

③避難所で発生する廃棄物

避難所で発生する廃棄物の具体例を表13のとおりとする。

災害発生直後は、支援物資等に係るダンボールや包装ごみ、飲料水のペットボトルが発生する。

断水が続いている場合には、弁当がらやカップ麺等の食品容器や飲料容器が大量に発生することに留意する。

また、災害発生後は避難所や家庭から排出される避難所ごみや生活ごみが一時的に増加するため、収集車両の台数が不足することが見込まれる。このため、生ごみ等の腐敗性廃棄物やし尿汚物など、衛生面的に保管に問題のある廃棄物から収集する必要がある。生活ごみ・避難所ごみの管理方法を表14に示す。

県計画における避難所ごみ発生量の推計は、表15のとおりとなる。

表13 避難所で発生する廃棄物の具体例

分別区分	具体例
もやせるごみ	残飯、ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等
もやせるごみ（し尿等）	携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふきふき等
ダンボール、新聞紙	食料や支援物資の梱包材等
プラスチック製容器包装類	食料や支援物資の包装等
ペットボトル	飲料の容器
空きビン・缶	飲料、缶詰、乾パン等の容器
感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ等

表 1 4 生活ごみ・避難所ごみの管理方法（例）

ごみの種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	・ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。処理事例として近隣農家や酪農家等により堆肥化を行うことも可能。
ダンボール	食料の梱包	・分別して保管する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	・袋に入れて分別保管する。
し尿	携帯トイレ、仮設トイレ	・携帯トイレを使用する。ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	・保管のための専用容器の安全な設置及び管理 ・収集方法に係る医療行為との調整（回収方法、修理方法等）

表 1 5 避難所ごみの発生量

種類	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震	庄内平野 東縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震
避難者数（人）	998	770	57	0
避難所ごみ発生量（t/日）	0.4	0.3	0	0

出典：県計画資料編より抜粋

第3章 災害廃棄物処理

1 種類別災害廃棄物発生量

本計画で想定する災害廃棄物の発生量には、県計画において推計した廃棄物量（発生量が最多となる冬季ケース）を使用する。

また、水害等災害廃棄物の発生量は、県環境科学研究センターで推計した廃棄物量を使用する。

表 1 6 種類別の災害廃棄物発生量（t）

種類	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震	庄内平野 東縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震
可燃物	7,204	5,293	29	0
不燃物	7,204	5,293	29	0
コンクリートがら	20,810	15,290	84	0
金属くず	2,641	1,941	11	0
柱角材	2,161	1,588	9	0
合 計	40,020	29,405	162	0

出典：県計画資料編より抜粋

表 1 7 水害種別の災害廃棄物発生量

種類	最上川		月布川		全体	
	重量	体積	重量	体積	重量	体積
	t	m ³	t	m ³	t	m ³
可燃物	484	1,210	650	1,625	1,134	2,834
不燃物	337	306	453	411	790	718
金属くず	43	38	58	51	101	90
合計	864	1,554	1,160	2,087	2,024	3,641

出典：県環境科学研究センター資料より抜粋

※全体とは全ての河川において氾濫が生じた場合を示す。

発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

発生量 = 災害情報 × 被害情報 × 発生原単位

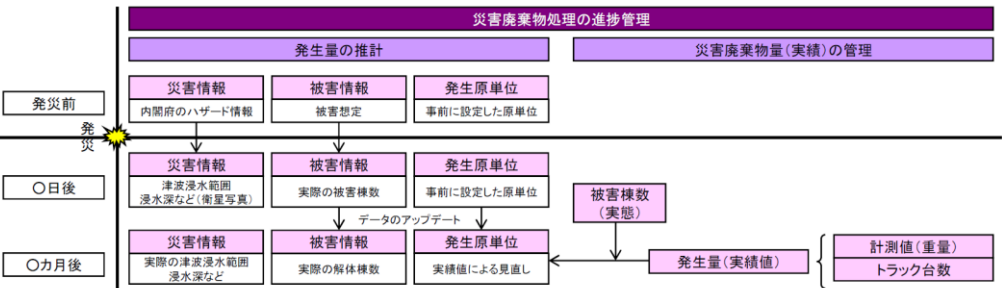


図 5 発生量の推計方法

2 処理可能量

想定される発生数量から、寒河江地区クリーンセンターで処理し、処理可能量を超える廃棄物の処理については、速やかに県に広域処理を要請して対応していく。

3 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

表 1 7 災害発生後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	○人命救助が優先される時期 ○体制整備、被害状況の把握、仮設トイレ等、必要資機材の確保	発生後数日間
応急対応期 (前半)	○避難所生活が本格化する時期 ○主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間、他自治体への応援要請	～3週間程度
応急対応期 (後半)	○人や物の流れが回復する時期 ○災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間	～3か月程度
復旧・復興期	○避難所生活が終了する時期 ○一般廃棄物としての通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（表 17 は東日本大震災クラスの場合を想定）

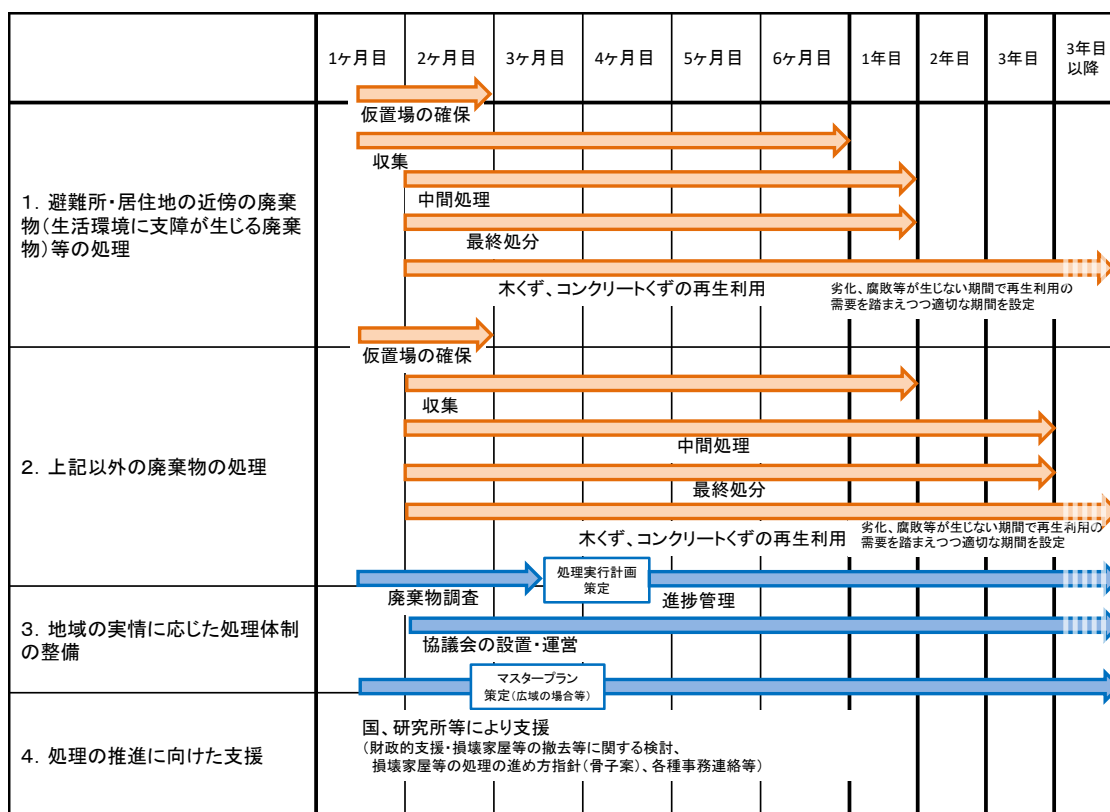


図6 災害廃棄物処理スケジュール

4 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示したものであり、処理方針を検討するために作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物、不燃物の量を推計し、寒河江地区クリーンセンターにおいて焼却処分や最終処分の方法を検討する。寒河江地区クリーンセンターにおいて処理できないものは広域的な処理を検討する。

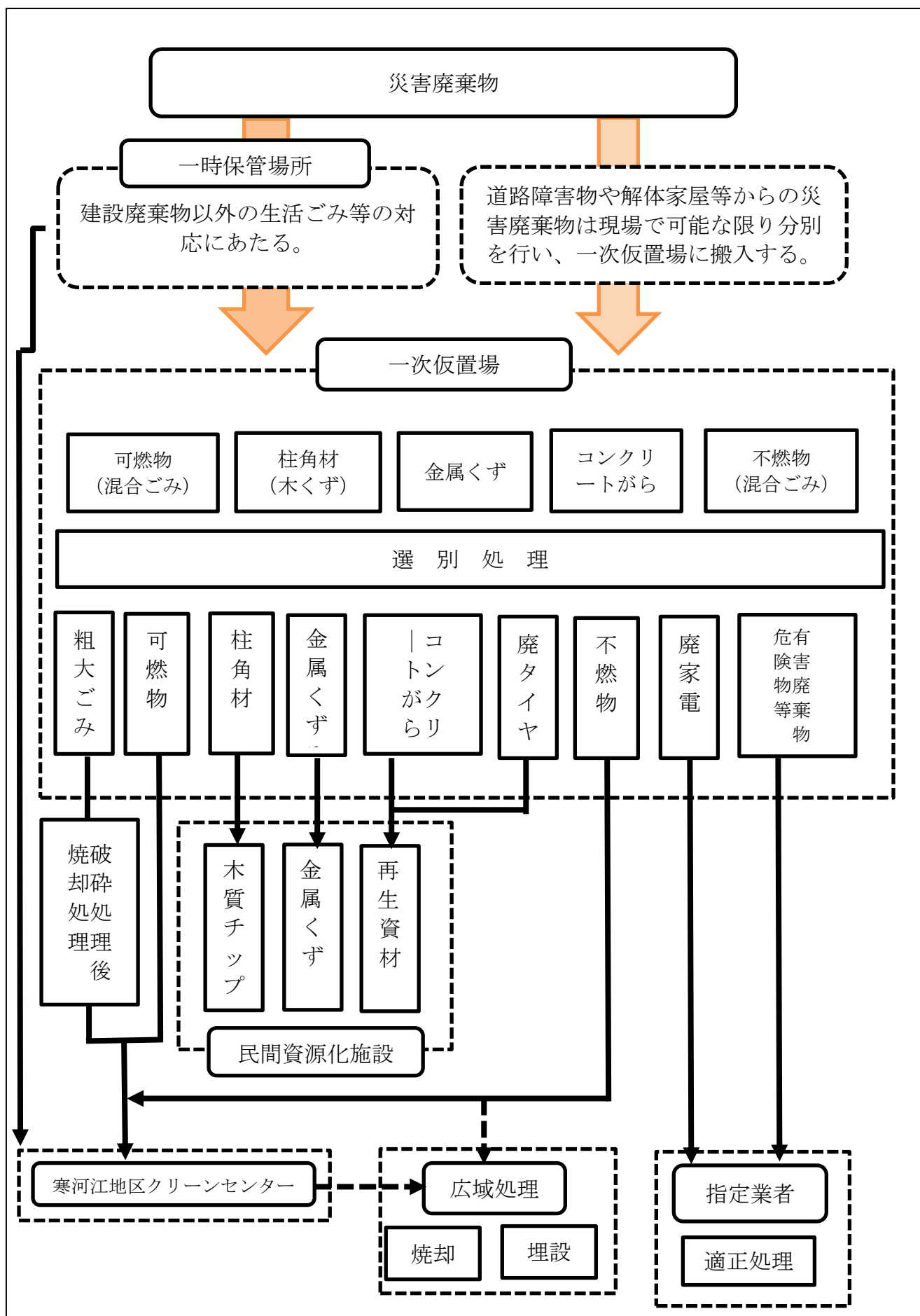


図7 災害廃棄物の基本処理フロー

5 収集運搬計画

災害廃棄物を複数の仮置場から集めて処理施設まで運搬する車両の必要台数について県計画に基づき推計した結果、以下のとおりとなる。

表 1 8 収集運搬車両の必要台数推計方法

項 目	設定条件
収集運搬車両の積載容量（1 台あたり）	1 0 t
1 日 1 台の稼働状態	4 往復／日
年間稼働日数	2 8 0 日
処理期間	3 年間

※必要台数（台）＝災害廃棄物（t）／（1 0 t × 4 往復 × 2 8 0 日 × 3 年間）

出典：災害廃棄物対策指針

表 1 9 処理主体別収集運搬車両の必要台数

想定災害	合計	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材
山形盆地 断層帯地震	5	1	1	1	1	1

出典：県計画を基に作成

収集運搬には、以下の点に留意する。

表 2 0 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	○ 戸別収集又はステーション収集。 （仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。） ○ 陸上運搬（鉄道運搬を含む）、水上運搬。 （道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送や水上運搬の可能性も調査する。例えば、被災現場と 処理現場を結ぶ経路に鉄道や航路があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。）
収集運搬ルート 収集運搬時間	○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。

必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

6 仮置場の設置等

仮置場は災害発生直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要であることから、県計画を参考に選定する。仮置場候補地は多ければ多いほど災害時の初動体制がとりやすく、想定外の災害に備えるためにも、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておくことが必要である。

また、近隣市町村と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町村の住民の持ち込みや住民からの問合せが多くなることが想定される。したがって、できる限り、近隣市町村と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることが望ましい。方針を共通にすることが難しい場合は、住民への広報を徹底する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手（市町村や一部事務組合の職員、退職者等）について検討する。

また、仮置場を開設時には、関係区と連携しながら、住民へ周知する仮置場の運用ルールやボランティアについて、役割を決め、運用ルールを検討する。

（１）仮置場の必要面積及び候補地の選定

災害廃棄物の発生量を基に、積み上げ高さや作業スペースを加味し仮置場を次の方法により推計する。

【仮置場必要面積（㎡）】

＝集積量（t）÷見かけ比重（t/㎡）÷積み上げ高さ（m）×（1+作業スペース割合）

① 集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

② 処理量＝災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間（どのくらいの期間で処理するかは、災害発生時の規模等で決定する。）

③ 見かけ比重（かさ比重）

可燃物 : 0.4 (t/㎡)

不燃物 : 1.1 (t/㎡)

コンクリートがら : 1.48 (t/㎡)

金属くず : 1.13 (t/㎡)

④ 積み上げ高さ：5m（可燃物は3m）とする。

⑤ 作業スペース割合（保管面積に対する分別作業等に必要なスペース）：1とする。

出典：災害廃棄物対策指針（一部修正）

図8 仮置場面積の推計方法

（２）地震による仮置場の必要面積

災害廃棄物発生量から算定した本町における仮置場の必要面積は、表2-1で示すとおりとなる。

表2-1 地震による仮置場必要面積

対象地震	山形盆地断層帯地震				
区分	寒河江市	西川町	朝日町	大江町	合計
可燃物（㎡）	52,842	6,399	9,406	7,204	75,851
不燃物（㎡）	19,215	2,327	3,420	2,619	27,581
コンクリートがら（㎡）	41,258	4,996	7,344	5,624	59,222
金属くず（㎡）	6,859	831	1,221	935	9,846
柱角材（㎡）	11,529	1,396	2,052	1,572	16,549
合計	131,704	15,950	23,443	17,954	189,051

対象地震	長井盆地西縁断層帯地震				
区分	寒河江市	西川町	朝日町	大江町	合計
可燃物（㎡）	33,727	2,484	7,575	5,293	49,079
不燃物（㎡）	12,264	903	2,755	1,925	17,847
コンクリートがら（㎡）	26,333	1,940	5,915	4,132	38,320
金属くず（㎡）	4,378	322	983	687	6,370
柱角材（㎡）	4,047	298	909	635	5,889
合計	80,749	5,948	18,136	12,671	117,504

対象地震	庄内平野東縁断層帯地震				
区分	寒河江市	西川町	朝日町	大江町	合計
可燃物 (㎡)	493	29	12	29	563
不燃物 (㎡)	179	11	5	11	206
コンクリートがら (㎡)	385	23	10	23	441
金属くず (㎡)	64	4	2	4	74
柱角材 (㎡)	108	6	3	6	123
合計	1,230	72	31	72	1,405

対象地震	新庄盆地断層帯地震				
区分	寒河江市	西川町	朝日町	大江町	合計
可燃物 (㎡)	809	10			819
不燃物 (㎡)	294	4			298
コンクリートがら (㎡)	632	8			640
金属くず (㎡)	105	1			106
柱角材 (㎡)	177	2			179
合計	2,017	26			2,043

※数値については、少数点以下を四捨五入しているため、合計に差異があります

出典：県計画資料編より抜粋

(3) 水害による仮置場の必要面積

災害廃棄物発生量から算定した水害による本町における仮置場の必要面積は、表 2 2 で示すとおりとなる。

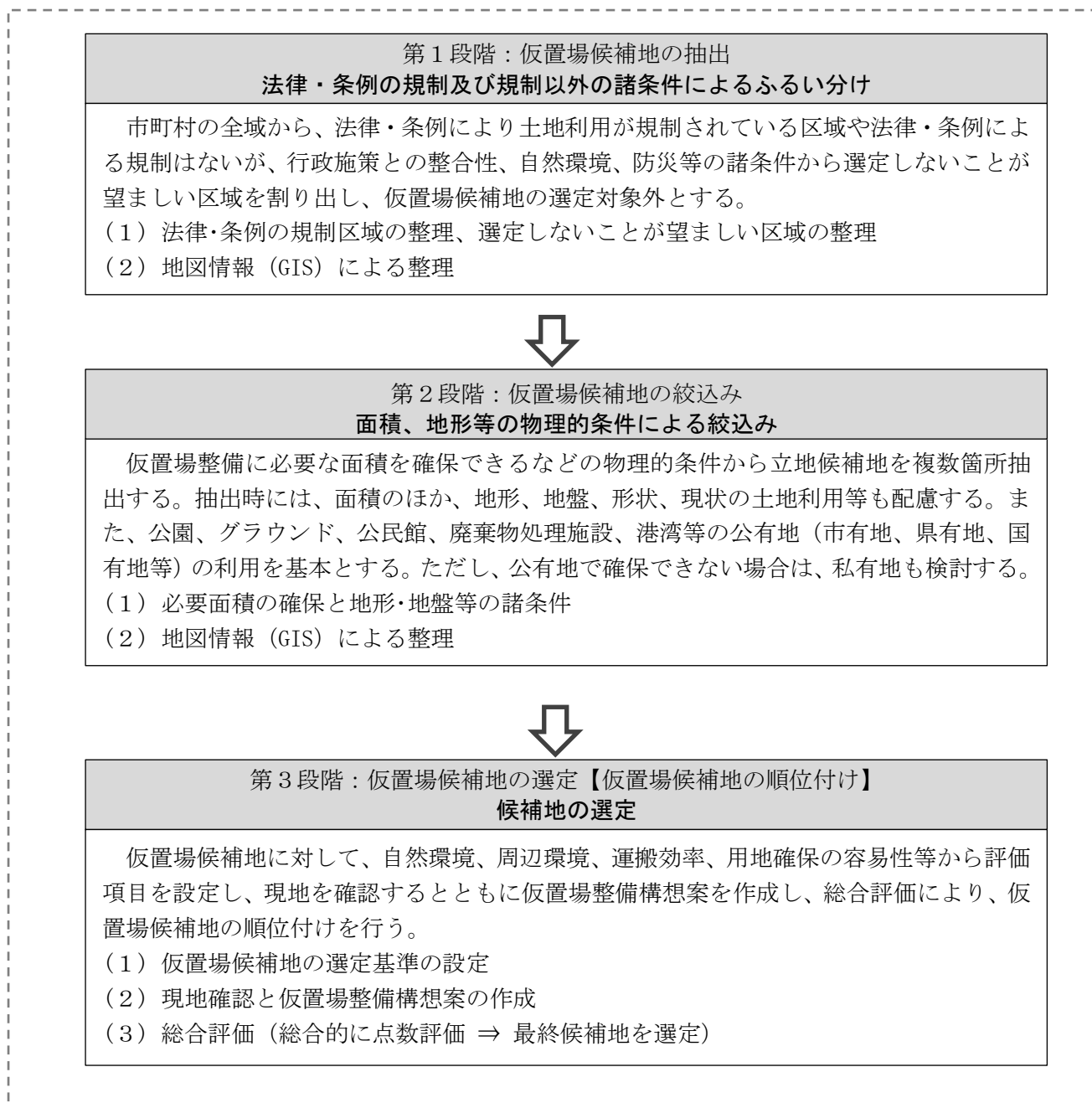
表 2 2 水害廃棄物仮置場必要面積・箇所数

大江町 河川名	合計 (㎡)	可燃物 (㎡)	不燃物 (㎡)	金属くず (㎡)	仮置場必要 数 (箇所)
最上川	622	484	123	15	1
月布川	835	650	165	21	1
全 体	1,457	1,134	287	36	1

※数値については、少数点以下を四捨五入しているため、合計に差異があります

※全体とは全ての河川において氾濫が生じた場合が生じた場合を示す。

出典：山形県「水害廃棄物発生量推計結果」より抜粋



出典：災害廃棄物対策指針

図9 仮置場設置可能場所の選定方法

(4) 仮置場の決定

仮置場については、災害発生場所や規模に応じて町災害対策本部と調整を行い、決定する。

(5) 仮置場の設置・管理・運営

①設置

- ・仮置場の地面については、汚土壌へ浸透することを防ぐために、仮舗装の実施や鉄板・遮水シートの設置、排水溝を設置する。

- ・災害廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置又はフレコンバックに保管するなどの対応をとる。
- ・民有地を借地する場合は、借地契約、土壌分析、立会及び返還（返却）の際のルールを定めておく。賃借時の留意点は表 2 3 のとおりである。
- ・仮置場では、その後の処理や再資源化を見据えて可能な限り分別が行えるような配置を行う。

表 2 3 民有地貸借時の留意点

・返却時に土地をどの時点の状態に原状回復するか、土地所有者と協議する。
・土地をいつまで借りることができるか。
・土地の賃借料をいくらにするか。
・仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の現況写真を撮影し保管する。
・使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてのデータとして利用する。

②人員・機材の配置（災害協定に基づく配置）

- ・仮置場には、災害廃棄物の受入、監視・指導、保管、管理等を行うための人員を配置する。
- ・作業員は、重機を運転できる者及び分別・荷下ろしを補助する者、誘導員等を配置する。
- ・作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、防塵マスク及びメガネを着用する。また、靴については、安全長靴を履くこととする。
- ・廃棄物の積上げ・積下ろしの重機、場内作業用ショベルローダー、ブルドーザーなどの必要な重機を配置する。

③搬入

- ・避難路、緊急輸送道路の障害物を優先的に搬入する。
- ・危険性、公益性等の観点から、順次搬入する。
- ・搬入による交通渋滞を考慮し、時間帯を調整する。

④災害廃棄物の数量管理

- ・仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種別の搬入量、中間処理量、搬出量等を記録する。
- ・廃棄物量を管理するため、搬入された災害廃棄物の体積をメジャー等で計測し、体積換算係数（ t/m^3 ）から重量換算するなどの方法により搬入量を把握する。
- ・数量管理により、不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

⑤仮置場の返却

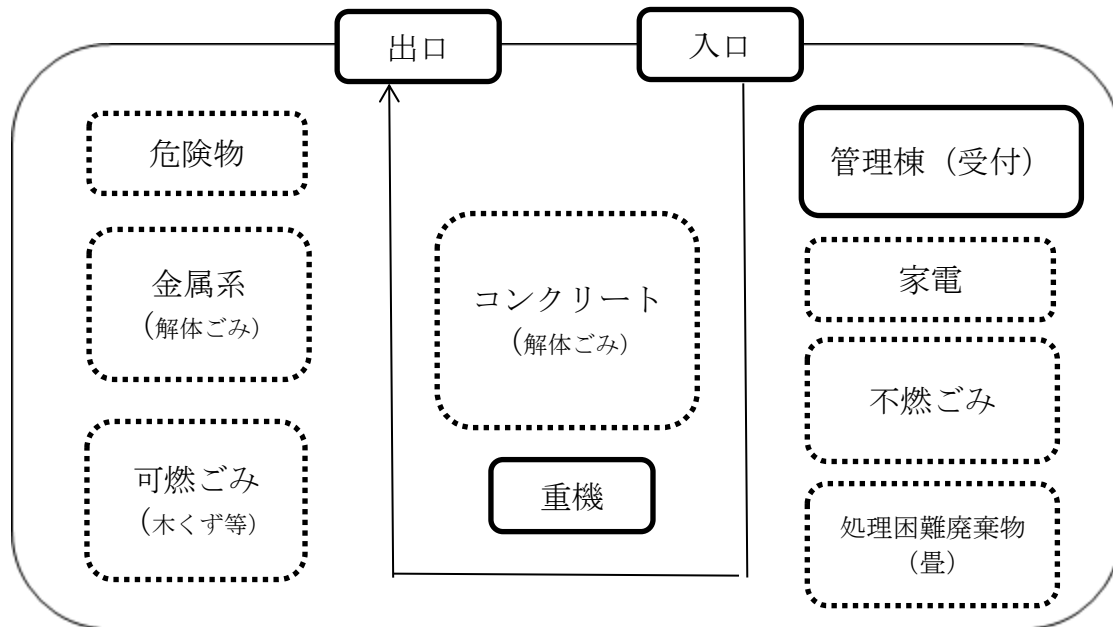
- ・仮置場の返却にあたり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

⑥仮置場のレイアウト

- ・仮置場の標準的なレイアウトは図 10 のとおりとするが、災害廃棄物の状況によって変更する。

【地震災害】

- ・規模の大きい地震ごみでは、解体ごみが大量に発生する。
- ・解体ごみが大量に発生するときは、移動式破砕機の設置スペースも必要になる。



【水害】

- ・水害により電化製品の発生が多くなる傾向にある。
- ・燃料器具の水没による、燃油の分別を徹底する。

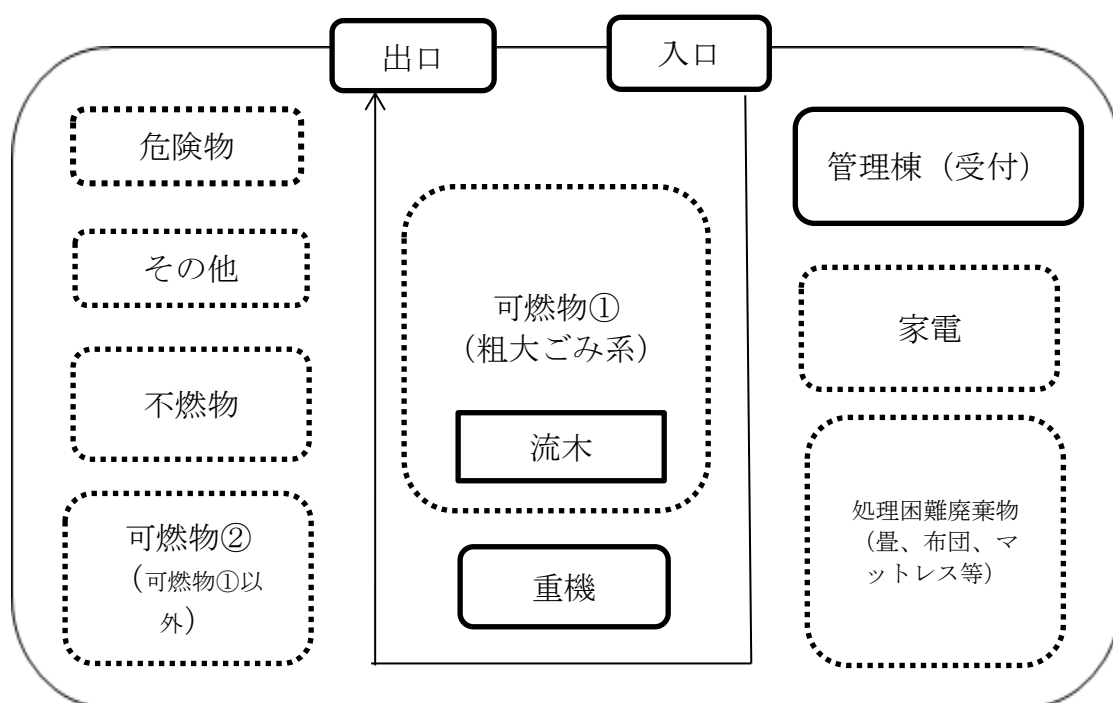


図 1 0 仮置場のレイアウト

7 処理方法

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに県計画及び対策指針にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。

再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所（処理施設の保管場所、資材置場等）を確保する。

8 最終処分

処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。

資源化や焼却ができない災害廃棄物については、埋め立てるために最終処分場（広域事務組合及び産業廃棄物最終処分場）の確保を行う。最終処分場の確保が困難な場合、県へ支援を要請する。

表 2 4 一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合名	施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	埋立開始 埋立終了 (終了見込)
山形市	山形市上野最終処分場	不燃・直搬燃 渣・他	山間 自己所有	セル 一部委託	109,983 43,970	506,471 154,571	平 10.4
西村山広域 行政事務組 合	大平埋立処分地	不燃・直搬燃 渣・他	山間 自己所有	セル, サント 委託	58,496 22,400	145,234 56,328	昭 60.6 (令 12.2)
東根市外 二市一町 共立衛生 処理組合	下釜最終処分場	燃渣・処渣灰 固化物	平地 自己所有	セル 直営	66,700 44,300	195,200 86,327	平 12.4 (令 9.3)
尾花沢市大 石田町 環境衛生 事業組合	白鷺埋立地	不燃・燃渣	山間 その他	セル 直営	33,558 6,200	40,230 11,803	平 11.4 (平 26.3)
最上広域 市町村圏 事務組合	リサイクルプラザも がみ 最終処分場	不燃・直搬処 渣・燃渣	山間 自己所有	サント 委託	114,250 21,200	197,000 75,301	平 10.4 (令 23.3)
酒田市	新林埋立地	不燃・処渣 粗・他	山間 自己そ 他	サント 一部委託	79,422 67,996	461,087 50,393	昭 54.12
酒田地区 広域行政組 合	最終処分場	不燃・処渣 燃渣	山間 自己所有	セル, サント 委託	137,020 34,000	366,000 87,801	平 3.4

鶴岡市	岡山一般廃棄物 最終処分場	不燃・処渣 燃渣	平地 自己所有	サント 一部委託	105,784 23,400	225,000 37,320	平 9.4 (平 30.3)
置賜広域行 政事務組合	千代田クリーン センター 浅川最 終処分場	不燃・処渣燃 渣・他	平地 自己所有	セル,サント 一部委託	83,893 61,070	323,430 56,125	平 5.4 (令 2.3)

出典：県計画より抜粋（一部修正）

表 2 5 産業廃棄物最終処分場一覧

施設名			所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (㎡³)	平成 27 年度末 残余容量 (㎡³)
安定型最終処分場	1	東北クリーン開発(株)	中山町大字土橋	H12. 2. 28	42, 647	769, 830	89, 168
	2	(株)最上クリーンセンター	最上町大字東法田	H28. 2. 18	48, 000	873, 210	472, 835
	3	(株)荒正	山形市蔵王上野	S59. 8. 23	17, 850	171, 800	5, 600
	4	(有)渡辺商店	米沢市大字赤崩	H2. 3. 1	9, 838	50, 135	20, 708
	計 4 施設				118, 335	1, 864, 975	588, 311
管理型最終処分場	1	ジークライト(株)	米沢市大字板谷	H28. 2. 18	111, 804	4, 120, 082	2, 556, 820
	2	テルス(株)	白鷹町大字栃窪	S54. 11. 17	51, 286	1, 270, 232	283, 979
	3	(株)アシスト	村山市大字富並	H8. 3. 28	45, 800	874, 790	310, 173
	4	(株)荒正	山形市蔵王上野	S62. 4. 7	26, 690	242, 300	12, 500
	5	中央公害清掃(株)第一	山辺町大字北山	S54. 3. 30	8, 449	170, 089	52, 478
	6	中央公害清掃(株)第二	山辺町大字北山	S59. 11. 7	12, 438	230, 848	15, 354
	7	(株)キヨスミ産研	中山町大字土橋	H8. 9. 18	27, 986	351, 084	47, 241
	8	福興プラント建設(株)	米沢市大字板谷	S63. 12. 7	6, 563	77, 437	20, 837
	9	(株)エコス米沢	米沢市大字築沢	H11. 12. 27	31, 680	245, 475	107, 397
	合計 9 施設				322, 696	7, 582, 337	3, 406, 779
処理業者 合計 1 3 施設					449, 031	441, 031	9, 447, 312

出典：県計画より抜粋

9 広域処理

大江町内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。

広域的な処理が必要な場合は、県関係市町村と調整する。

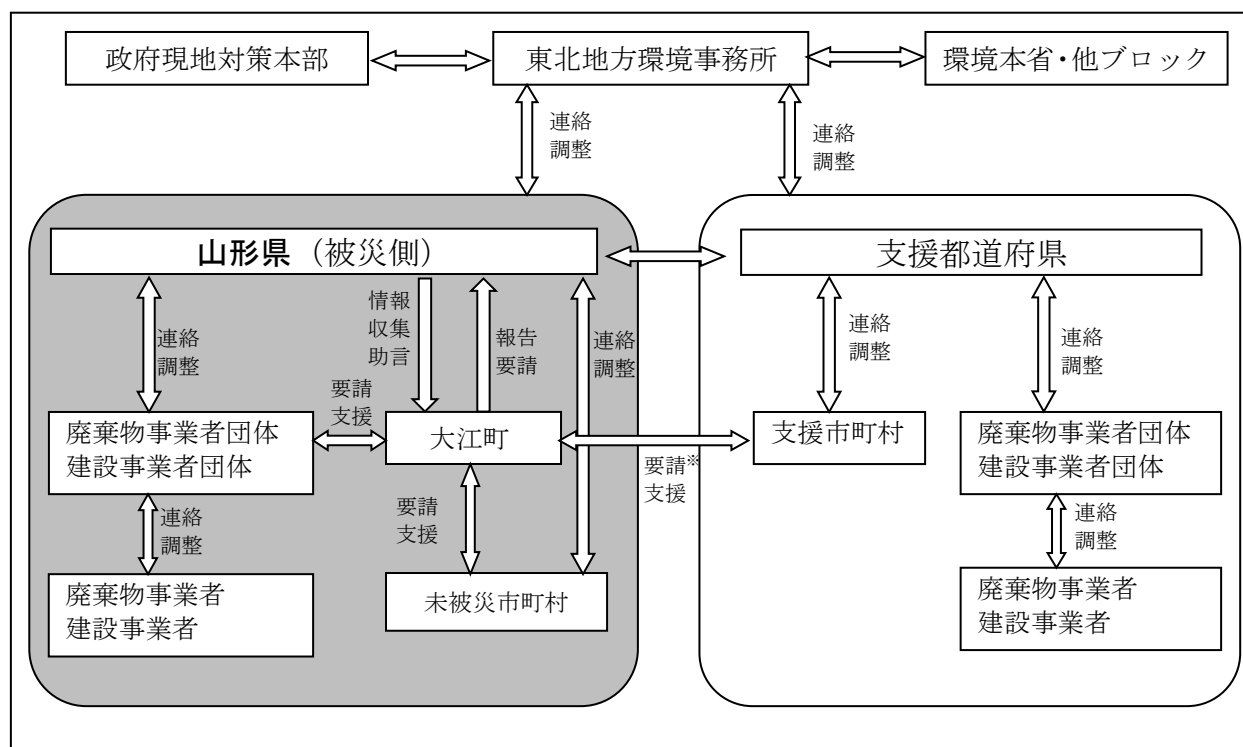


図 1 1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制の概念図

1 0 処理困難物への対応

大江町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

表 2 6 大江町内で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
①廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
②量	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根元に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根元に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。
④廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。

⑤石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が高い、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が高い、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑨飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。
⑩農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑪石油ストーブ	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。
⑫海水等水分が混入した燃料	津波や水害による浸水に伴い発生する。リサイクル不可であるため、処分先の確保において困難を伴う。	リサイクル不可であるため、他の焼却対象物に染み込ませて焼却処理を行う。
⑬PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑭太陽光発電設備	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑮蓄電池	建物の倒壊や津波、水害による流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。
⑯火山灰	火山の噴火により発生する。火山灰は風による飛散や降雨による流出が懸念され、取り扱いに注意を要する。	最終的には、土砂として土捨て場等で処分を行う。保管中は飛散・流出防止等の必要な対策を講じる。

出典：県研究会資料

1 1 思い出の品への対応

損壊建物の解体などを含む災害廃棄物の撤去作業（業者及びボランティア）においては、思い出の品や貴重品を取り扱うこともあるため、町は歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないことなどに留意した思い出の品等の取扱いルールを作成する。

【思い出の品等の取扱ルール】

- ・ 定義 : アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
- ・ 基本事項 : 公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
- ・ 回収方法 : 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民の持込みによって回収する。
- ・ 保管方法 : 泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
- ・ 運営方法 : 地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
- ・ 返却方法 : 基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

出典：県研修会資料

第4章 その他

1 自衛隊・警察・消防との連携

災害初動期においては、まず人命救助を優先させなければならない。迅速な人命救助のために、道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、自衛隊、警察、消防と災害廃棄物等収集体制及び運行ルートを共有する。

災害廃棄物を撤去する際に、有害物質や危険物質が混在する可能性がある場合は、その旨を共有して安全確保に努める。

災害廃棄物処理時に発見した、所有者が不明な貴重品については遺失物法第7条第1項の広告に必要な情報（物件の種類及び特徴、物件の拾得の日時及び場所）とともに、速やかに警察に届ける。

災害廃棄物の収集運搬車両の「緊急通行車両に係る届出」の手続きについては、県計画において県が警察との調整を行うとしているため、県を通じて警察と連携する。

仮置場の火災防止対策は万全を期するとともに、万が一の仮置場での火災に備え、仮置場の所在地についての情報を消防と共有する。

2 都道府県・国の支援

山形県は、大規模な災害発生時に備え、広域的な相互協力体制を構築している。締結している協定は表 2 7 のとおりとなる。

表 2 7 山形県が締結している協定

協定名称	協定先
大規模災害発生時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	山形県内市町村
大規模災害発生時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定	北海道、東北 6 県、新潟県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会
災害一般廃棄物の収集運搬協定書	山形県環境整備事業協同組合
地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	一般財団法人山形県解体工事業協会
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人山形県産業廃棄物協会
災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定	公益社団法人山形県水質保全協会
災害時における環境調査に関する協定	一般社団法人山形県計量協会

また、東北地域ブロック規模では、災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に基づいた広域的な相互協力体制が構築されている。

3 地方公共団体の支援

本町は災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体から応援を受けることができるように、応援先・応援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援地方公共団体の活動拠点、応援地方公共団体の要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容について予め定め、必要な準備を整える。

本町以外の市町村が被災した場合は、被災地の被害状況、支援ニーズや他の地方公共団体の支援内容等に関する情報収集を積極的に行い、協力・支援体制を構築するよう努める。

被災地の支援ニーズは処理の進捗に伴い、変化することに留意する。本町職員を被災地へ派遣する場合は、派遣する本町職員の安全に配慮する。被災地への協力・支援に従事する本町職員は、被災市町村の指揮の下に行動する。

なお、大江町は表 28 に示す地方公共団体と協定を締結している。

表 2 8 大江町が締結している協定

協定名称	協定先
災害時相互応援に関する協定	宮城県亘理町

4 民間事業者との連携

平常時から、県や寒河江地区クリーンセンターと協議を行い、民間事業者との連携についても整理し、災害時に迅速な対応ができるようにしておく。

5 環境対策、モニタリング

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する県計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

表 2 9 に環境モニタリング項目、対策例を示す。

表 2 9 災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項 目	環境影響	対策例（発災時）
大気	○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散 ○ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理における飛散 ○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生	○ 定期的な散水の実施 ○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○ 飛散防止ネットの設置 ○ フレコンバッグへの保管 ○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄 ○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底 ○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動 ○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動	○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用 ○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌汚染	○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ P C B 等の有害廃棄物の分別保管
臭気	○ 災害廃棄物からの悪臭	○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出	○ 敷地内に遮水シートを敷設 ○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ○ 水たまりを埋めて腐敗防止

6 損壊家屋の解体・撤去

発災後、当該災害における損壊家屋等の公費解体の実施については、環境省の通知を基に対応する。

大江町が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- 土木部局等と調整し通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を決めて実施する。
- 所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等の取り扱いがあり、基本的には所有者の承諾が必要となるため、平常時に調整したルール等に基づき適切に対応する。
- 水害により家屋が流出するなどして、家屋の基礎部分のみが残されている場合の一般家屋の基礎撤去等に当たっては、敷地境界が曖昧になるなどの問題が生じるため、所有者の同意書を受理のうえ、所有者、隣接者の立ち会いを求めることが、災害時の円滑な基礎撤去作業につながる。
- 大江町は重要文化的景観「最上川流通・往来及び左沢町場の景観」に係る、街並みを有しており、文化財保護法に基づく対応を考慮しなければならないことから、教育委員会と情報を共有した連携を図るものである。
- ※ 原則として、被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものである。
- ※ 解体撤去の支援について民間事業者団体と協定を締結している。（県が締結している協定を利用する。）

7 県への事務委託

町は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、町も多くの作業を行う。

なお、事務委託に当たっては、委託する町及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

- ※ 災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災市町村が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要がある。

8 町民等への啓発・広報

災害廃棄物を適正に処理するうえで、町民や事業者の理解は欠かせないものであり、平常時の分別意識が災害時にも生きてくるものである。以下のことについて、町民の理解を得るよう啓発等を継続的に実施する。

(1) 仮置場の周知及び搬入に際しての分別方法

町民が利用できる仮置場を設置した場合は、速やかに仮置場の場所や受付時間、仮置場へ搬入にできるごみの分別種類、搬入時に必要なものを周知する。

仮置場へ搬入に際しての分別については、表 2 に掲載している災害廃棄物一覧を参考とし、町ホームページ等、広報宣伝車、避難場所への貼りだし等により情報提供する。

(2) 腐敗性廃棄物等の排出方法

町民の健康及び衛生や環境面での安全・安心のために、腐敗性廃棄物の処理は迅速に対応する必要があるため、腐敗性廃棄物の保管方法や排出方法、処理困難物の排出方法や注意事項等を周知する。

(3) 便乗ごみの排出禁止

便乗ごみとは、災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等のことである。

災害発生時には、多量の災害廃棄物が発生するため、それにあわせて便乗ごみを排出されてしまうと、廃棄物の処理に多大な影響を与えてしまう。そのため便乗ごみの排出禁止を周知徹底する。

また、便乗ごみの排出抑制対策として、仮置場ではごみの搬入者の身分証や、罹災証明書の確認など、状況に応じて排出時に職員が立ち会うこととする。

(4) 混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

災害時には、ごみ収集等にあわせて不法投棄や野焼き等の不適正な処理がされていないかパトロールを実施する。

不法投棄は災害からの復興復旧に多大な影響を与えることや、野焼き等の不適切な処理をすることは、周辺環境へ多大な影響を与えてしまうことを町民に周知する。

9 処理事業の管理

災害廃棄物の収集・運搬や処理・処分、仮設トイレ等のし尿の汲み取りなど様々な事業を適切な費用で実施して、処理事業費を管理する。災害廃棄物処理事業費を管理しておくことで、協定の締結先への支払いや災害廃棄物処理事業補助金にかかる災害査定が

スムーズに行えるようになる。

詳細については、各種交付要綱・実施要領や災害関係業務事務処理マニュアル、市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引きを参照する。

1 0 人材の育成・確保

本計画の実効性を高めるために、人材の育成を進めるとともに、継続的に人材を確保できるシステムを構築する必要がある。

また、外郭団体が主催する災害廃棄物対策に関する講習会・研修会にも積極的に参加し、職員の能力向上に努め、災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- ① 災害廃棄物計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの災害廃棄物処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
- ② 個別の業務マニュアルを作成するなどし、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別及び仮施設設置等に係る対応や仮置場の設置、運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上訓練等を実施する。
- ③ 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
- ④ 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- ⑤ 大規模災害時にボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- ⑥ 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。

1 1 計画の点検・改定

本計画を図12のように、定期的に点検・改定することで、大規模な災害に備える。

また、大規模な災害廃棄物は、実行計画に基づき災害廃棄物処理を行い、その進捗状

況を記録・管理する。災害廃棄物処理終了後、処理に係る記録を時期区分（初動、応急対応、復旧・復興等）毎に整理し、評価を行い、本計画の改定に活かす。実行計画については、災害廃棄物処理の進捗状況等により、必要な点検・改定を行う。

